

金ケ崎町障がい者活躍推進計画

機 関 名	金ケ崎町
任命権者	金ケ崎町長
計画期間	令和7年11月1日～令和12年3月31日
金ケ崎町における障がい者雇用に関する課題	町においては、実雇用率が法定雇用率を下回っていることから、採用活動に取り組んでいるところであるが、法定雇用率の達成に至っていない。 計画期間の終期までに法定雇用率の達成を目指すとともに、障がい者である職員の活躍のため、更なる体制整備や環境整備を継続的に取り組む必要がある。
目 標	
採用に関する目標	<p>【目標】 法定雇用率以上の雇用を行う。</p> <p><参考> 令和7年6月1日時点の実雇用率0.87%（法定雇用率2.8%）</p> <p><評価方法> 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理を行う。</p>
定着に関する目標	<p>【目標】 不本意な離職者を極力生じさせない。</p> <p><評価方法> 毎年の任免状況通報により把握を行う。</p>
ワーク・エンゲージメントに関する目標	<p>【目標】 障がいのある職員が仕事にやりがいを感じ、いきいきと働くことができているかなどを把握するため、年1回以上面談等を行う。</p> <p><評価方法> 毎年度1回以上人事評価による面談等を行い状況把握を行う。</p>
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	<p>【組織面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障がい者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障がい者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障がいのある職員の相談窓口は、総務課職員係が担当する。 ○衛生委員会との連携を図る。 ○役割分担及び各種相談先については、人事異動等により変更が生じるため、定期的に更新を行う。 <p>【人材面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障がい者職業生活相談員に選任された者（選定予定の者を含む。）について、岩手労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 ○障がい者が配属されている部署の職員を中心に、年に1回以上、厚生労働省障害者雇用対策課又は岩手労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の受講案内を行い、参加を募る。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<ul style="list-style-type: none"> ○勤務する障がい者の能力や希望も踏まえ、異動希望調書等を活用した職務の選定及び創出について検討を行う。 ○所属長との面談により、障がい者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。

<p>3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p>	<p>【職務環境】 ○障がい者である職員との面談等により必要な配慮を把握し、合理的配慮の範囲内で必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>【募集・採用】 ○募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。</p> <p>【働き方】 ・早出遅出制度、短時間勤務区制度などの柔軟な時間管理制度の利用を促進する。 ・時間単位の年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。</p> <p>【キャリア形成】 ・本人の希望を踏まえつつ、業務に必要な研修が受講できるよう配慮を行う。</p>
<p>4. その他</p>	<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。</p>